

山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例新旧対照表

新	旧
<p>(地域との連携等)</p> <p>第五十三条 略</p> <p>2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第五十三条 略</p> <p>2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、その家庭</p> <p>から</p> <p>の相談に応じ、必要な援助を行うよう努めなければならない。</p>
<p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</p> <p>第六十二条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準」という。))第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が地域におい</p>	<p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)</p> <p>第六十二条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。))に該当する小規模多機能型居宅介護(同法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。)をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う者をいう。以下この条において同じ。))が地域におい</p>

て児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第一百七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第一百七十一条第一項

に規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第一百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）をいう。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第六十条（第二十五条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第一百七十一条第一項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみな

て児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護

のうち通いサービス（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。第一号及び第三号において「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所

をいう。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第六十条（第二十五条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみな

される通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十二条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号。次号及び第四号において「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。次号において同じ。）にあつては十八人）以下とすること。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十二条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登

される通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十二条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号。次号及び第四号において「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を二十五人

以下とすること。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十二条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）を登録定員の二分の一から十五人

録定員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号又は第一百七十五条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しつる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数及び指定障害福祉サービス等基準条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十二条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める従業者に係る基準及び従業者の員数を満たしていること。

(従業者の員数等)

第七十四条 略

までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。)

は、機能を十分に発揮しつる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数及び指定障害福祉サービス等基準条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十二条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における介護保険法第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める従業者に係る基準及び従業者の員数を満たしていること。

(従業者の員数等)

第七十四条 略

2 略

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を
通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業員は、次
の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定め
る員数とする。

一 嘱託医 一以上

二 看護師 一以上

三 児童指導員又は保育士 一以上

四 機能訓練担当職員 一以上

五 児童発達支援管理責任者 一以上

4 第一項第一号及び第二項の指定放課後等デイサービスの単位
は、指定放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一
又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

5・6 略

(利用定員)

第七十七条 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員
を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を
通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を五
人以上とすることができる。

(準用)

第七十九条 第十四条から第二十四条まで、第二十六条から第三
十二条まで、第三十四条、第三十六条から

第四十七条まで、第四十九条から第五十二条まで、

第五十三条第一項及び第五十四条から第五十六条まで

の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準

2 略

3 第一項第一号及び前項の指定放課後等デイサービスの単位
は、指定放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一
又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

4・5 略

(利用定員)

第七十七条 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員
を十人以上とする。

(準用)

第七十九条 第十四条から第二十四条まで、第二十六条から第三
十二条まで、第三十四条、第三十六条から第三十八条まで、第

四十条から第四十七条まで、第四十九条から第五十二条まで、

第五十三条第一項、第五十四条 から第五十六条まで及び第七

十一条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準

用する。この場合において、第十八条中「いう。第三十九条第六号及び第五十三条第二項」とあるのは「いう。第七十九条において準用する第三十九条第六号」と、第二十四条第二項ただし書中「次条」とあるのは「第七十八条」と、第二十九条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と

読み替えるものとする。

(設備)

第八十一条 略

(利用定員)

第八十一条の二 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(準用)

第八十二条 第九条、第十四条から第二十四条まで、第二十七条第二項、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から第四十七条まで、第四十九条から第五十二条まで、第五十三条第一項、第五十四条から第五十六条まで、第六十一条から第六十二条の二まで、第七十三条及び第七十八条(第一項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

用する。この場合において、第十四条第一項中「第三十九条」とあるのは「第七十九条において準用する第七十一条」と、第十八条中「いう。第三十九条第六号及び第五十三条第二項」とあるのは「いう。第七十九条において準用する第七十一条第六号」と、第二十四条第二項ただし書中「次条」とあるのは「第七十八条」と、第二十九条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第七十一条第六号中「実施地域(当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と読み替えるものとする。

(設備)

第八十一条 略

(準用)

第八十二条 第九条、第十四条から第二十四条まで、第二十七条第二項、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から第三十八条まで、第四十条から第四十七条まで、第四十九条から第五十二条まで、第五十三条第一項、第五十四条から第五十六条まで、第六十一条から第六十二条の二まで、第七十一条、第七十三条、第七十七条及び第七十八条(第一項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

(従業者の員数に関する特例)

第九十一条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行
つ多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第七
条第一項、第二項及び第四項、第八条、第六十四条、第七十四
条第一項、第二項及び第四項並びに第八十四条第一項の規定の
適用については、第七条第一項中「事業所(以下「指定児童発
達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と
、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支
援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは
「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指
定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援」とあるの
は「指定通所支援」と、第八条第一項中「指定児童発達支援事
業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号イ中「指
定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項
及び第三項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能
型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは
「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援事業所
」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第五項中「指定児童
発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第六項中「指
定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「
指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第六
十四条第一項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業
所」という。)」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指
定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」
と、第七十四条第一項中「事業所(以下「指定放課後等デイサ
ービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と

(従業者の員数に関する特例)

第九十一条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行
つ多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第七
条第一項、第二項及び第四項、第八条、第六十四条、第七十四
条第一項から第三項まで 並びに第八十四条第一項の規定の
適用については、第七条第一項中「事業所(以下「指定児童発
達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と
、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支
援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは
「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指
定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援」とあるの
は「指定通所支援」と、第八条第一項中「指定児童発達支援事
業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号イ中「指
定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項
及び第三項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能
型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは
「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援事業所
」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第五項中「指定児童
発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第六項中「指
定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「
指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第六
十四条第一項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業
所」という。)」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指
定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」
と、第七十四条第一項中「事業所(以下「指定放課後等デイサ
ービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と

、同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第四項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第八十四条第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 利用定員の合計が二十人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第七条第五項及び第七十四条第五項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

、同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第三項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第八十四条第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 利用定員の合計が二十人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第七条第五項及び第七十四条第四項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。